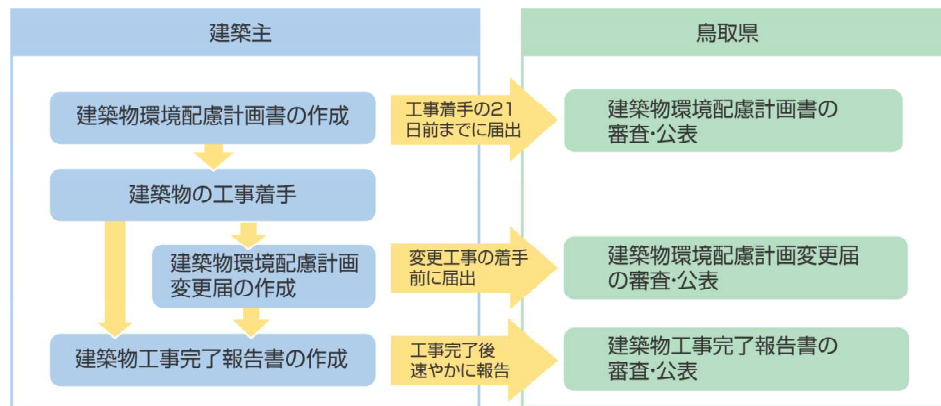


建築物環境配慮計画書の手続きの流れ



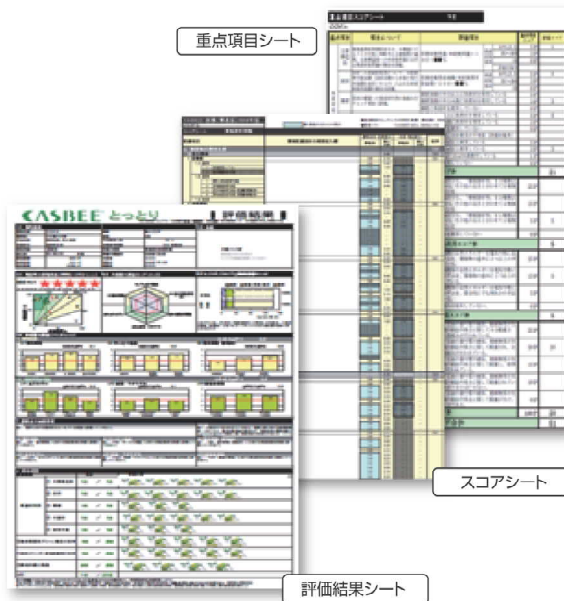
※計画書に添付する図書の内容、計画書の提出先等、手続きの詳細は、鳥取県住まいまちづくり課のホームページをご確認ください。

建築物環境配慮計画書の公表

提出していただいた「建築物環境配慮計画書」の概要は、鳥取県住まいまちづくり課のホームページにおいて公表します。公表する内容は次のとおりです

- 建築物の名称及び所在地
- 建築物の用途・規模
- 温室効果ガスの排出抑制のために行う措置
- CASBEEとっとりによる評価結果
 - ・評価結果シート
 - ・スコアシート
 - ・重点項目シート

※「CASBEEとっとり」の評価ツール、「建築物環境配慮計画書作成マニュアル」及び提出書類の様式等は、鳥取県住まいまちづくり課のホームページからダウンロードできます。

鳥取県建築物
環境配慮計画制度

この制度は、建築主に対して、建築物における環境への負荷低減に対する自主的な取組みを促進することを目的としています。



写真:鳥取県衛生環境研究所

お問合せ：鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
 電話 0857-26-7408 ファクシミリ 0857-26-8113
 住まいまちづくり課ホームページ：http://www.pref.tottori.lg.jp/sumai

鳥取県建築物環境配慮計画制度

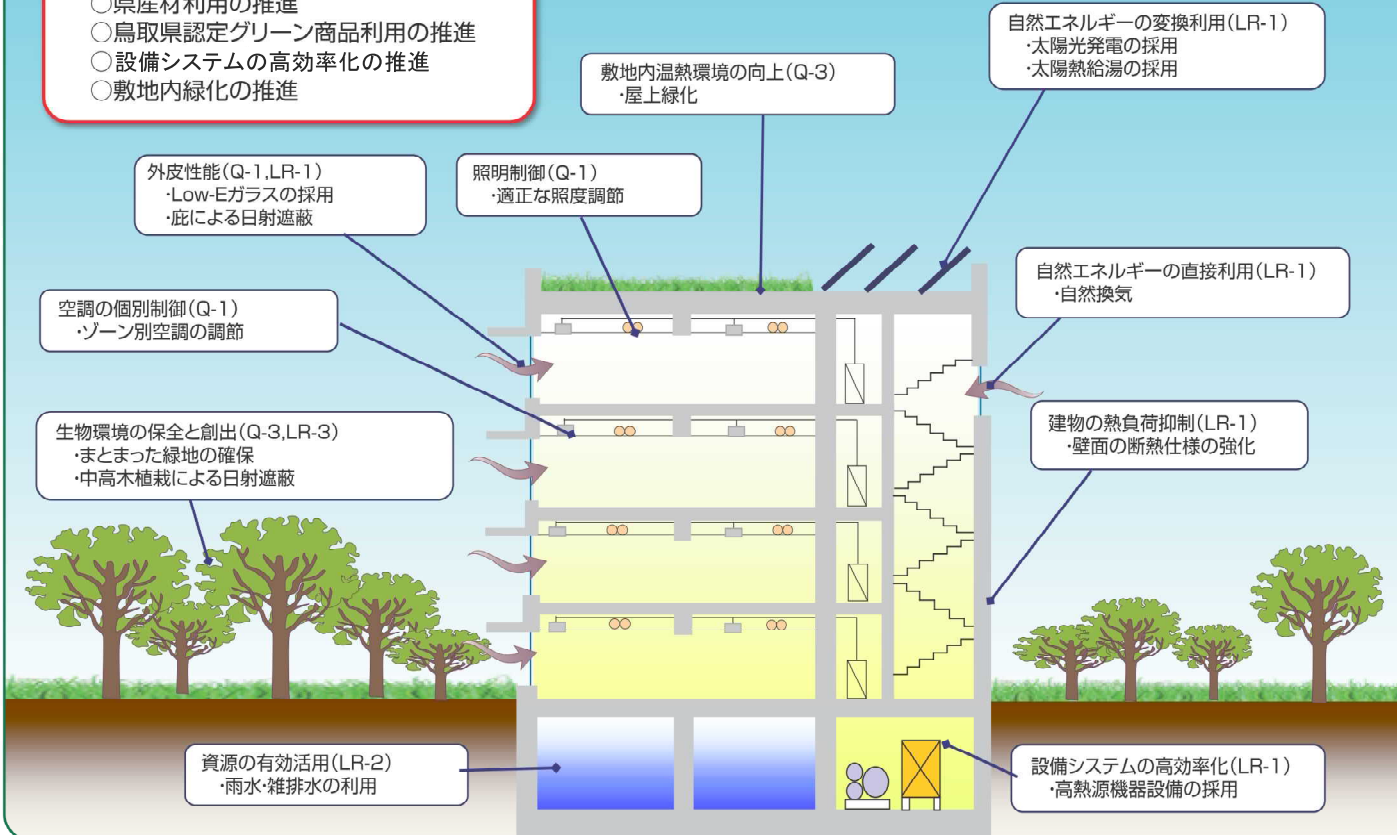
- この制度は、鳥取県地球温暖化対策条例第19条に基づき、建築主に建築物の環境配慮計画の作成を求めるものです。
- 建築主は、建築物を建築する場合には、建築物に係る総合的な環境負荷低減に対する自主的な取組に努めなければなりません。
- 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を建築する場合（増築又は改築の場合は、増築又は改築の部分の床面積の合計が2,000㎡以上）は、「建築物環境配慮計画書」を作成し、工事着手の21日前までに提出してください。
- 提出された「建築物環境配慮計画書」の概要は、ホームページで公表します。
- この制度は、平成22年4月1日から実施します。

環境配慮項目

- 建築物環境配慮計画書は、「CASBEEとっとり」によって評価していただきます。
- 「CASBEEとっとり」には、建築物の環境性能を総合的に評価するため、約80の環境配慮項目があります。また、鳥取県の環境施策や地域性等を踏まえ、特に取組んでいただきたい4つの重点項目を設けています。

「CASBEEとっとり」重点項目

- 県産材利用の推進
- 鳥取県認定グリーン商品利用の推進
- 設備システムの高効率化の推進
- 敷地内緑化の推進



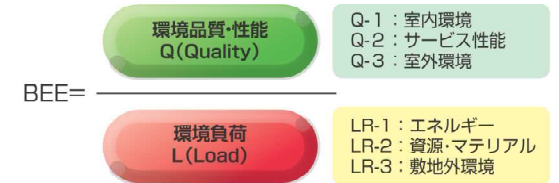
CASBEE(キャスビー)の概要

(CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)

CASBEE(建築環境総合評価性能システム)は、建築物の環境品質・性能と環境負荷を同時に評価するモノサシとして、政府支援の元、産官学共同プロジェクトにより研究・開発された評価システムです。

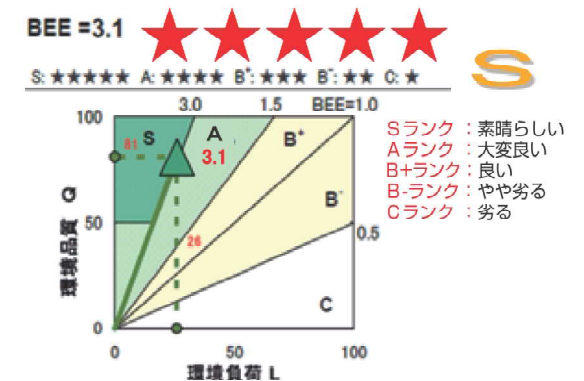
環境品質・性能(Q)、環境負荷(L)の各項目の評価から建築物の環境性能効率(BEE)を算出し、総合的に環境性能評価を5つのランクに格付けします。より良い環境品質・性能(Q)の建築物を、より少ない環境負荷(L)によって実現しようとするものです。

■環境性能効率(BEE)



環境性能効率(BEE)は、環境品質・性能(Q)が大きいほど、また外部への環境負荷(L)が小さいほど高い評価になります。

■環境性能効率(BEE)による格付け



CASBEEによる評価結果は、5段階のランクが星(★)の数で表示されます。